鳥谷部 輝 彦 Æ 名 学位の種類 博士 (音楽学) 学位記番号 博 音 第 163 号 平成21年3月25日 学位授与年月日 学位論文等題目 〈論文〉一一世紀から一三世紀の法会における奏楽 -四部楽と三部楽の研究-論文等審査委員 東京芸術大学 准教授 (音楽学部) 塚 原 康 子 (論文審査主査) (論文審査副査) IJ 教授 (") 根木 昭 (") IJ 准教授 (IJ) 植村幸 生 (") IJ (") 杉 本 和 寛 (") 東京学芸大学 " (教育学部) 遠藤 徹 (") 東京芸術大学 非常勤講師 (音楽学部) 樋口 昭

(論文内容の要旨)

本論文では一一世紀から一三世紀までの法会で展開していた四部楽と三部楽を、奏楽の観点から分析することによって、四部楽の法会と三部楽の法会の特徴を明らかにすることを目的とする。そのための主要対象時期を一一世紀から一三世紀までとした。それは、この時期には四部楽の法会(東大寺供養会、石清水放生会)と三部楽の法会(東大寺花厳会、興福寺常楽会)の史料が残っていること、および『舞楽要録』に見られる二部楽の法会も盛んに執行され、部の観点による法会の比較ができることによる。

現在、法会における唐楽、高麗楽等の外来音楽を扱った研究では中世の法会が抜け落ちている。また、「舞楽法会」という用語に表れるように、法会は舞楽の視点で理解される。しかし、本論文では、舞を伴わない楽器だけによる奏楽に法会の進行と強い結び付きがあるとの認識に立ち、四部楽の法会と三部楽の法会について、楽屋配置、奏楽曲、部と左右の関係、舞人楽人構成を検討した。分析の視点と方法として、舞人楽人の集団である「部」と左方・右方の「方」の違いを明確にし、研究の資料には古記録、楽書等を用いた。

第一章では四部楽(新楽、高麗、古楽、林邑)の鎌倉再建期の東大寺供養会を検討し、四部楽であることと、天人楽・和舞・東舞は貞観・承平の先例の踏襲であるが、楽屋配置が舞台周辺の対面から会場後方の並列という変化には部の意味が失われたという変容を指摘した。

第二章では四部楽 (新楽、高麗、林邑、童楽)の石清水放生会を検討し、延長八年 (九三〇)の会場の変化と三具から四具への変化が音楽的に重要であること、童舞を独占する童楽の部と、三所神輿が渡御する時の音楽を独占的に担当する林邑の部が他法会に見られない特徴であること、四部に対して二字の楽屋が配置されたことを指摘した。

第三節では三部楽(左勅楽、右勅楽、中楽)の東大寺花厳会を検討し、三部の楽屋配置は左勅楽が西楽門、右勅楽が東楽門、中楽が南中門に三角対置されたこと、左勅楽と右勅楽はそれぞれ左方と右方に配されたが、中楽は左右どちらにも配されなかったこと、舞人楽人構成には京の者が含まれなかったことを指摘した。

第四章では三部楽(新楽、高麗、古楽)の興福寺常楽会を検討し、三部の楽屋配置は、古楽が西楽門、高麗が高麗が東楽門、新楽が中門に三角対置されたこと、日程が二月一四日報恩会、一五日常楽会、一六日法花会、一七日後朝と続いていたこと、常楽会には振桙の高麗大頭のように特殊な楽説が披露され

たことを指摘した。終章では各法会を比較検討し、四部楽と三部楽の構造的特徴を三点に考察した。第一点は、四部または三部と左右の関係であり、四部楽の法会では四部が左右にはっきり配されていたのに対し、三部楽の法会では左方にも右方にも配されない部が必ずあったことである。この関係は楽屋配置に反映された。第二点は四部楽と三部楽の普及であり、一〇世紀前半には四部楽または三部楽の法会が広範囲に普及していた可能性を指摘した。第三点は各部が順次に奏楽する様を大局的に見ることにより、奏楽の担当の移り方が四部楽と三部楽で異なることである。これは次第の構造の違いを意味し、四部楽と三部楽では法会における奏楽の設計が別々になされたことを指摘した。

(博士論文審査結果の要旨)

本研究は、11世紀から13世紀における四部楽と三部楽の法会を「奏楽」の観点から分析し、各法会の楽屋配置・次第・舞人楽人構成等の比較検討を通して、平安末期から中世にかけて盛行した大規模な舞楽法会の実態とその特質に迫ったものである。事例として、第一章では鎌倉再建期の東大寺供養会(四部楽)、第二章では石清水放生会(四部楽)、第三章で東大寺花厳会(三部楽)、第四章で興福寺常楽会(三部楽)を取り上げ、それらにもとづいて総合的な考察を行った。

本研究の成果は、①奏舞(舞楽)ではなく、法会の進行とより密接な奏楽に注目して構造分析するという、先行する法会研究の不備を補完する新たな視点を提示したこと、②当時の代表的な四法会を事例に、各法会の沿革と会場配置・次第・音源の移動を史料にもとづいて詳細に検討し、法会の設計・執行に寺院や法会ごとの多様性が存在したことを実証したこと、とまとめられる。

論文としての仕上がりという点では、序論における先行研究への言及が不十分であること、各章での事例研究に精粗が見られること、結論における総括と考察にまだ十分に意を尽くさない面が見られること、が指摘された。とりわけ、四部楽・三部楽の音楽的特性についてはいっそう踏み込んだ議論が期待されるところである。

しかし、本研究が、これまでごく限られた事例のみにもとづいて考察され組み立てられてきた、法会の音楽構成法の歴史的変遷像に再考を迫る有効な視点と方法を獲得したことは明らかであり、今後の法会の音楽研究をおしすすめる重要な一歩になりうるものと評価できる。

よって、博士の学位を授与するに価する成果であると認め、合格とした。